

国民健康保険税を滞納すると…

国民健康保険税を滞納すると、医療費がいったん全額自己負担になる資格証明書が発行されます。

1. 納期限を過ぎると督促が行われ、延滞金などを徴収する場合があります。
2. 納期限から1年間を過ぎると、保険証を返却していただき、代わりに資格証明書が交付されます。医療機関にかかるときは医療費をいったん全額自己負担することになります。ただし、公費負担医療の対象の人や原爆一般疾病医療の対象の人、高校生世代以下の子には保険証を交付します。
3. 後日申請をすれば、保険給付分が払い戻されますが（特別療養費）、国保税の滞納が続いていると、払い戻される金額を滞納額に充てることがあります。

※マイナンバーカードと保険証の一体化により、令和6年12月2日以降は資格証明書の代わりに、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知と特別療養費の対象者である旨が記載された資格情報のお知らせまたは資格確認書を交付します。

※滞納されている方は、必ず下記●納税課にてご相談ください。ご相談がなく滞納されたまましていると、財産の差押えなどの処分を受ける場合があります。
※病気や災害その他特別な事情で国保税の納付が困難な場合、または公費負担医療に関する給付や原爆一般疾病医療費の支給を受けることができることとなった場合には、下記◆保険年金課資格賦課担当（1階9番窓口）または◇各支所保険年金担当へご相談ください。

国民健康保険の脱退の手続きが遅れると…

既に他の健康保険に加入した場合は、国民健康保険を脱退するための届出が必要です。

脱退の届出をしないと、保険税(料)を二重に請求されてしまいます。他の健康保険に加入した日の翌日から14日以内に届出をしてください。

手続きについては、保険年金課資格賦課担当（9番窓口）、または各支所保険年金担当へお問い合わせください。

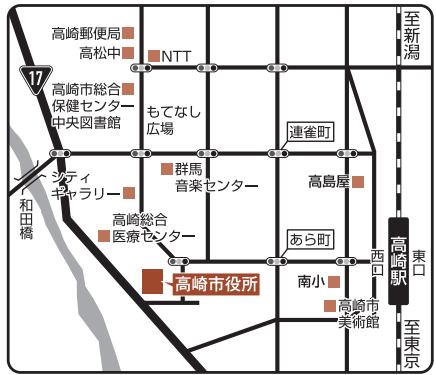
臓器提供に関する意思表示欄について

記入にあたっての注意事項	1 臓器提供意思表示欄の記入は任意です。記入を義務づけるものではありません。 2 臓器提供意思表示欄に記入したこと、またはしなかったことで、受けられる医療の内容に違いはありません。 3 臓器提供意思表示欄の記入内容は、臓器移植法に規定する書面による意思表示として取り扱われます。ただし、臓器を提供する旨の意思表示は、15歳以上の方が記入した場合に限り有効です。なお、臓器を提供しない旨の意思表示は、年齢に関わらず有効となります。 4 臓器提供意思表示欄を記入した後であっても、いつでも臓器提供への意思を変更することができます。その場合は、二重線で消してから、あらためて変更後の意思を記入してください。 ※記入方法等の詳細については、保険年金課資格賦課担当（9番窓口）、各支所保険年金担当または各市民サービスセンターで配布しているリーフレットをお読みください。
意思表示欄保護シール	意思表示した内容について、他人に知られたくないという人は、意思表示欄保護シールを上から貼り付けて使用することができます。意思表示欄保護シールは保険年金課資格賦課担当（9番窓口）、各支所保険年金担当または各市民サービスセンターで希望者に配布いたします。

国民健康保険についてのお問い合わせ先

高崎市役所

◆保険年金課	国保担当(1階8番窓口)……………027-321-1236(直通) [医療費、高額医療費、負担割合など]
	資格賦課担当(1階9番窓口)……………027-321-1235(直通) [国保の加入・脱退、国保税の計算方法など]
	医療給付担当(1階10番窓口)……………027-321-1237(直通) [福祉医療、高齢者(68・69歳)医療、後期高齢者医療制度など]
●納税課	……………027-321-1223～1226(直通) [国保税の納付、納付相談など]



各支所の保険年金担当でも受付できますのでご利用ください。

◇倉渕支所…市民福祉課 保険年金担当……027-378-4526(直通) ◇新町支所…市民福祉課 保険年金担当……0274-42-1237(直通)
◇箕郷支所…市民福祉課 保険年金担当……027-371-9054(直通) ◇榛名支所…市民福祉課 保険年金担当……027-374-5116(直通)
◇群馬支所…市民福祉課 保険年金担当……027-373-2368(直通) ◇吉井支所…市民福祉課 保険年金担当……027-387-3132(直通)

新しい国保の保険証をお送りします

保険証を受け取ったら記載内容の確認を

70歳未満の方



70歳から74歳の方



保険証を受け取ったら、氏名・生年月日・住所などの記載内容に誤りがないか、人数分の保険証があるかなどを確認してください。記載内容に誤り等があるときは、自分で訂正せず、保険年金課資格賦課担当までご連絡ください。

保険証は正しく使いましょう

紛失・盗難にあわれた場合には、カードを拾得した者に「なりすまし受診（詐欺）」等の犯罪に利用される恐れがありますので、すみやかに警察等へ届けようお願いします。保険証の保管には十分ご注意ください。

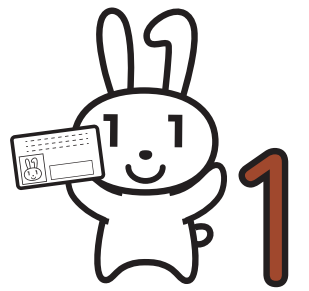
現在使用中の保険証は、記載の有効期限を過ぎると無効になります。有効期限の過ぎた保険証は、お手数でも下記返却場所にお返しいただくか、ご自分で破棄してください。新しい保険証は、交付年月日以降からご使用ください。

貸し借り厳禁	医療機関では提示を	コピーは使えません	表面は勝手に書き替えない
返却場所	7月中に保険証の内容に変更があった場合は、新旧2枚の保険証・マイナンバーカード(またはマイナンバー【個人番号】と身分を証明するもの)・職場の健康保険に加入した場合は職場の健康保険証をご持参のうえ、市役所または各支所へ届出をしてください。		

保険証の有効期限にご注意ください

一般証	生年月日	有効期限
	①昭和24年8月2日～昭和25年7月31日の人(令和6年8月2日以降、令和7年7月31日までに75歳の誕生日を迎える人)	75歳の誕生日の前日 ※誕生日から後期高齢者医療制度
	②昭和29年8月2日～昭和30年7月1日の人(令和6年8月2日以降、令和7年7月1日までに70歳の誕生日を迎える人)	70歳の誕生月の月末(1日生まれは前月末) ※有効期限の翌日から被保険者証兼高齢受給者証(有効期限までに新しい保険証を郵送します)
	③上記①、②以外の人	令和7年7月31日
外国人国保加入者	在留期間満了日	有効期限
	令和7年7月29日以前の人	在留期間満了日の翌日
	令和7年7月30日以降の人	令和7年7月31日

令和 6 年 12 月 2 日より マイナンバーカードと保険証が 一体化します。



マイナンバーカードと保険証が一体化することに伴い、令和6年12月2日から紙の保険証が新規に発行されなくなり、代わりに資格情報のお知らせまたは資格確認書が交付されるようになります。なお、それまでに交付された保険証は有効期限まで使用できます。

マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みの方
(以下「マイナ保険証をお持ちの方」)

マイナンバーカードの保険証利用登録がお済みでない方
(以下「マイナ保険証をお持ちでない方」)

資格情報のお知らせ (A4 サイズ)

資格情報のお知らせ		高崎市 100024
あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。 なお、このお知らせのみでは受診できません。		
記号	番号	(枝番)
氏名		
フリガナ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	割	
適用開始年月日		
交付年月日		
※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所同様) スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、 ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご利用ください。		
マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら		
マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます (スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます)。		
下部を切り取ってご利用いただくこともできます (このお知らせのみでは受診できません)		
資格情報のお知らせ		
発行 高崎市 100024	記号	番号 (枝番)
氏名	負担割合	割 (70 歳以上のみ記載)
受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です		

資格確認書 (カードサイズ)

(表 面)	
群 馬 県 国 民 健 康 保 険 資 格 確 認 書	有効期限 発効期日
記 号	番 号 (枝番)
氏 名	性 別
生 年 月 日	年 月 日 負担割合 割
適用開始年月日	年 月 日
交 付 年 月 日	年 月 日
世帯主氏名	
住 所	
保険者番号	1 0 0 0 2 4
交 付 者 名	印
(裏 面)	
備 考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができ ます。記入する場合は、1 から 3 までのいずれかの番号を○で囲んでください。 1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3. 私は、臓器を提供しません。 《1 又は 2 を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》 【 心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 】	
〔特記欄： 署名年月日： 年 月 日 本人署名 (自筆)： 家族署名 (自筆)：	

■マイナンバーカードの保険証利用登録の方法

マイナンバーカードを保険証として利用するには、マイナポータル(自身の個人番号に関する記録や、行政機関からののお知らせの確認を行うための政府が運営するオンラインサービス)やセブン銀行の ATM など事前登録が必要です。ご自身で事前登録が難しい場合、市役所保険年金課、各支所市民福祉課で支援を行っています。

マイナポータルは
こちらから
(スマートフォンからも
申込できます)



■令和7年度 8月の更新について

マイナ保険証をお持ちの方

7 月中旬に資格情報のお知らせをお送りします。

マイナ保険証をお持ちでない方

7 月中旬に資格確認書をお送りします。

■Q&A

Q 私の場合、資格情報のお知らせと資格確認書のどちらが交付されますか。

A マイナ保険証をお持ちの方
資格情報のお知らせが交付されます。

マイナ保険証をお持ちでない方
資格確認書が交付されます。

マイナンバーカードへの保険証利用登録状況が分からない方は病院での提示またはマイナポータルでご確認ください。

Q 令和 6 年 12 月 2 日以降に保険証を紛失してしまった場合、どうすればいいですか。

A マイナ保険証をお持ちかどうかによって資格情報のお知らせまたは資格確認書を交付しますので、本庁保険年金課または支所市民福祉課、市民サービスセンターへご来庁ください。

Q マイナ保険証の利用登録がしてあれば国民健康保険の加入・脱退の手続きは不要ですか。

A 国民健康保険の加入・脱退の手続きは引き続き必要です。届出いただいた内容がマイナ保険証に反映されるため、必ずお手続きをお願いします。

Q 医療機関への受診はどう変わりますか。

A マイナ保険証をお持ちの方
マイナンバーカードのみの持参で受診が可能です。

ただし、マイナ保険証に未対応の医療機関での受診や機械の不具合等によりマイナ保険証が利用できない場合、保険証(令和6年12月2日以降に保険証が手元にない場合や保険証の有効期限が切れた後は資格情報のお知らせ)をあわせて提示して受診いただく必要があります。

なお、限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は原則不要となりますが、長期入院該当により食事が減額になる場合や、国民健康保険税の滞納がある場合は、市役所保険年金課または支所市民福祉課において認定証の交付申請が必要です。特定疾病療養受療証は、市役所保険年金課または支所市民福祉課で事前に申請し認定を受けた方であれば、提示は不要です。

福祉医療費受給資格者証や高齢者医療費受給資格者証、保健所等で交付される公費医療証は今までどおり持参が必要です。

マイナ保険証をお持ちでない方

保険証(令和6年12月2日以降に保険証が手元にない場合や保険証の有効期限が切れた後は資格確認書)の持参が必要です。

限度額適用認定証や限度額適用・標準負担額減額認定証の提示は原則必要ですが、マイナ保険証が利用できる医療機関で適用区分確認を希望すれば提示が不要になります。その場合でも、長期入院該当により食事が減額になる場合や、国民健康保険税の滞納がある場合は、市役所保険年金課または支所市民福祉課において認定証の交付申請が必要です。

特定疾病療養受療証や福祉医療費受給資格者証、高齢者医療費受給資格者証、保健所等で交付される公費医療証も引き続き持参が必要です。

群馬県国民健康保険 限度額適用認定証	群馬県国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証	群馬県国民健康保険 特定疾病療養受療証	福祉医療費受給資格者証	高齢者医療費受給資格者証
香 号 世帯主氏名 氏名 生年月日 発効期日 適用区分 保険者番号 並びに交付者の名称及び印	香 号 世帯主氏名 氏名 生年月日 発効期日 適用区分 長期入院 発効年月日 交付者印 保険者番号 並びに交付者の名称及び印	認定疾病名 番 号 氏名 生年月日 発効期日 自己負担限度額 保険者番号 並びに交付者の名称及び印	公費負担者番号 受給資格者番号 受給者住所 氏名 生年月日 有効期間 発行機関名 及び印 交付年月日	保険者番号 受給者住所 氏名 生年月日 性別 有効期間 発行機関名 及び印 交付年月日
高崎市高松町35番地1 高崎市 電話 (027)321-1111	高崎市高松町35番地1 高崎市 電話 (027)321-1111	高崎市高松町35番地1 高崎市 電話 (027)321-1111	高崎市 高崎市 高崎市	高崎市 高崎市 高崎市
群馬県国民健康保険 限度額適用認定証	群馬県国民健康保険 限度額適用・標準負担額減額認定証	群馬県国民健康保険 特定疾病療養受療証	福祉医療費受給資格者証	高齢者医療費受給資格者証